

新型コロナウイルス感染症に関する支援について

主な事業などを紹介します



町民の皆さんへ



特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならぬ」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施するものです。

【例】 池田町において令和2年4月27日現在住民基本台帳に登録されている方

給付額 1人 100,000円

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

交付単位 住民基本台帳の世帯ごとに交付します。

【期】 5月18日(月)～8月18日(火)
5月18日(月)に申請書類を郵送

しております。

郵送申請方式もしくはオンライン申請方式により申請となります。

※本人による申請が困難な方は、代理人による申請も可能です。ただし、世帯員によらない代理申請には、本人との関係を説明する書類などの提出が必要です。

【問】 中央公民館 第1研修室

☎ 45・3111 (内線170)
(平日午前9時～午後4時)

企画課

☎ 45・3111 (内線244)

池田町まちを明るくする商品券

【例】 池田町に在住、在学、在勤の方(購入する際、住所を証明する証明書、社員・職員証などの提示が必要です)

商品券が使用できる店舗(取扱店舗)

第1弾 池田町内にて宿泊業、飲食業を営まれており商品券使用の登録店舗(HP参照)

商品券販売枚数

第1弾 8,000冊

※売り切れ次第販売終了

商品券の金額

1冊5,000円分(500円券を10枚)の商品券を1冊3,000円で販売

※販売上限は1人3冊まで

販売場所

大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合の各池田支店、いび川農業協同組合池田支店、同組合池田東支店、同組合八幡支店、同組合養基支店

【期】 第1弾

販売 6月1日(月)～11月20日(金)
使用 6月1日(月)～11月30日(月)

第2弾は8月から7,000冊を販売予定
*新型コロナウイルス感染症の推移により開始を延期する場合があります

【問】 産業課

☎ 45・3111 (内線253)

生活福祉資金貸付制度

「特別貸付」

(池田町社会福祉協議会)

【町】

休業や失業などにより収入の減少があり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対して、無利子・保証人不要の緊急小口資金(上限20万円)などの貸付を行います。

【問】 池田町社会福祉協議会

☎ 45・8123

生活資金貸付支援事業

【町】

次の対象者に対し、1世帯あたり上限10万円を貸付

(緊急小口資金特別貸付上限額20万円の2分の1)

【対】 社会福祉協議会への緊急小口資金申請者

【期】 4月30日(木)から

【問】 健康福祉課

☎ 45・3111 (内線151)

町税の徴収猶予の特例

【町】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った方について、申請により町税の納付を無担保・延滞金なしで最大1年間猶予します。

【問】 税務課

☎ 45・3111 (内線143)

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

【町】

池田町の国民健康保険に加入の方は後期高齢者医療保険に加入の給与所得がある方で、新型コロナウイルス感染症に感染(感染の疑いを含む)したため、働くことができず収入が減った方について、国民健康保険または後期高齢者医療保険から傷病手当金が支給される場合があります。

【問】 保険年金課

☎ 45・3111 (内線114)

国民年金保険料免除

【国】

収入源となる業務の喪失や売上の減